

4 維持管理班

道路、橋梁、港湾、海岸等を良好な状態に維持するため、維持修繕・補修・清掃・除草等の維持管理業務や、道路占用許可・海岸占用許可・港湾施設使用許可等の各種許認可業務を行っています。

また、より安全・安心で快適な道路を目指し、緊急輸送道路を中心とした電線共同溝の整備（無電柱化）や、交通安全施設の整備、小規模な車道改修、歩道設置等を行っています。

舗装補修・道路附属物修繕

車両の安全かつ円滑な交通に支障のある道路の舗装補修や老朽化した道路附属物の修繕を行っています。



補修前（西里通り）



補修後（西里通り）

交通安全施設整備

自動車交通及び歩行者の安全を確保するために、道路標識の設置、区画線や防護柵、道路照明等の整備を行っています。



沖縄フラワークリエイション事業

観光地へのアクセス道路等において、花と緑のある空間創出により道路景観の向上を図るため、花木等の設置を行っています。



電線共同溝整備（無電柱化）

災害による電柱倒壊などへの対策や、地上から電柱及び電線を撤去することによる景観形成などを目的として、電線類の地中化を推進しています。



平成15年台風14号による被災



無電柱化整備後

管理義務（許認可）

公共施設の管理に伴う以下の各種許認可業務等を行っています。

- ・道路、海岸等の占用許可
- ・急傾斜地崩壊危険区域内行為の許可
- ・港湾施設の使用許可
- ・車両乗入口の設置許可
- ・土地境界確認
- ・特殊車両の通行許可
- ・屋外広告物の設置許可



土地境界確認



道路の占用許可